第九条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第一項中「利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書」を「署名利用者は、機構に対し、当該署名利用者に係る署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「同条第五項中」の下に「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書の通知」を「署名用電子証明書」に、「内容の通知」を「内容」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第三項中「利用者は」を「署名利用者は」に、「利用者の」を「署名利用者の」に、「当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構」に、「同条第四項の規定により作成した利用者署名符号」を「当該署名利用者の署名利用者符号」に改め、同条第四項中「規定による」を削る。

第十条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、同条第一項中「利用者は、第三条第四項の規定により作成した利用者署名符号」を「署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号」に、「き損した」を「毀損した」に、「利用者署名符号を記録した同項」を「署名利用者符号を記録した第三条第四項」に、「当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構」に、「を届け出なければならない」を「の届出をしなければならない」に改め、同条第二項中「「申請をしようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、」を削り、「同条第五項中」の下に「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「を加え、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書の通知」を「署名用電子証明書」に、「内容の通知」を「内容」に、「都道府県知事」を「機構」に改める。

第十一条の見出しを「（署名用電子証明書失効申請等情報の記録）」に改め、同条中「規定による」を削り、「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第十二条の見出しを「（署名利用者異動等失効情報の記録）」に改め、同条中「都道府県知事は、利用者について」を「機構は」に、「第三十条の十五第三項に規定する通知があったとき」を「第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったとき」に、「通知に係る利用者に発行した電子証明書」を「署名利用者に発行した署名用電子証明書」に、「当該通知があった」を「当該事由に該当した」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

二　当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

第十三条の見出しを「（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）」に改め、同条中「都道府県知事は」を「機構は」に、「当該都道府県知事が発行した電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「当該電子証明書に係る利用者」を「当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「電子証明書の」を「署名用電子証明書の」に改める。

第十四条の見出しを「（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）」に改め、同条中「都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書」を「機構は、署名用電子証明書に係る発行者署名符号（当該電子証明書を発行した都道府県知事が当該電子証明書」に、「き損した」を「毀損した」に、「発行者署名符号の」を「署名用電子証明書発行者署名符号の」に、「発行者署名符号を」を「署名用電子証明書発行者署名符号を」に、「電子証明書の」を「署名用電子証明書の」に改める。

第十五条の見出しを「（署名用電子証明書の失効）」に改め、同条第一項中「電子証明書は」を「署名用電子証明書は」に改め、同項第一号中「都道府県知事」を「機構」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「都道府県知事」を「機構」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、同項第三号中「都道府県知事」を「機構」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に改め、同項第四号中「都道府県知事」を「機構」に、「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号」に改め、同項第五号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「利用者」を「署名利用者」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第十六条の見出しを「（署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「保存されている失効情報」を「保存されている署名用電子証明書失効情報」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号」に、「それらの失効情報」を「それらの署名用電子証明書失効情報」に改める。

第二章第二節の節名を削る。

第十七条の見出しを「（署名検証者等に係る届出等）」に改め、同条第一項中「利用者」を「署名利用者」に、「都道府県知事に対して」を「機構に対して」に、「失効情報の」を「署名用電子証明書失効情報の」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、「（第四号及び第五号に掲げる者にあっては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあっては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等（以下「行政機関等」という。）及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）」を削り、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同項第一号中「行政機関等」の下に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　前各号に掲げる者以外の者であって、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子署名を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの

第十七条第二項中「前項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第三項第一号中「適合しなくなったとき」の下に「又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなったと認められるとき」を加え、同項第二号中「第二十五条第一項又は第二十六条第一項」を「第五十条第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項」に改め、同項第六号中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に、「第二十八条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。